

2010 年度第 7 回執行委員会議事録

日時 2011 年 2 月 28 日（木）17:00～20:30

場所 JD-312

出席者 石川、松永、安住、柏木、山田、小林（書記） （敬称略）

欠席者 島崎、塩見 （敬称略）

1. 来年度執行委員会への申し送り事項の確認

本年度の定例総会（6 月 18 日）の資料 3 として配布された「2010 年度の活動方針と学院への要求」と本年度の活動状況を照らし合わせ、前出の資料 3 の「①労働組合とは何であり、どういう活動をするのかについての学びを深める」の執行委員会での学習の部分および「⑨組合規定第 3 条（「本組合は、神戸女学院大学専任の教職員をもって組織する。ただし、外国より派遣されたもの及び神戸女学院大学を本務としないものは除く」）の改定を検討する」が達成されていないことを確認した。この 2 点については今年度の経験を踏まえて来年度執行委員へ申し送りする。

2. 会議報告

・衛生委員会：数年ぶりに開催された。今後は教職員のメンタルヘルス問題について協議できるよう、年 3 回ほど開催したいとの提案が総務部からあった。

・社交館管理運営委員会（2 月 24 日）：2 年ぶりに開催された。今年度以降年 1 回開催される予定。主な議題は食堂の混雑の緩和。

3. 選挙準備

3 月 6 日に行われる組合員選挙に向け、被選挙権を持つ者の確認、準備と段取りの確認を行った。

4. 36 協定に伴うサービス残業問題について

1) 36（サブロク）協定（労働基準法第 36 条にもとづく協定）は、毎年の時間外労働の上限時間に関する労使協定で、これまで、毎年実施されてきたもの。2011 年度については、総務部長からこれまでの年間 300 時間の上限を、240 時間に減少させたいとの提案があった。

2) しかし、適切な人員配置がなければ、これはサービス残業の増大につながりかねない。

「サービス残業は違法」であり、どのような職場にあっても、サービス残業は「ゼロ時間」であることが当然。たとえば厚生労働省も、その是正指導につとめている。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000ufxb.html>)

3) 部署によっては、かなりの時間のサービス残業を数年にわたって余儀なくされている職員が何人もいる。きわめて異常なことである。

4) そのような部署で、残業時間を減らすことを本気で追求するのであれば、大幅な人員増が不可欠だが、すでに発表された移動・就任によれば、当該部署への人員増はない

予定。このような人員配置の実態で、残業時間を減少させることはできない。

- 5) 人員増がないまま残業時間の減少を求めていくことは、サービス残業を拡大させることにしかない。（「残業時間を少なめにつける」という実態は学内に、すでに広くある）。
- 6) 以上から、組合執行委員会は、〈違法行為であるサービス残業の拡大を見越した36協定には調印しない〉との態度を決定。
- 7) 執行委員会としては、ただちに、その方向での「交渉」を開始する。

5. 出張での移動時間に対する超過勤務手当の削減について

午前 9-午後 5 時の間の出張移動は当然ながら労働時間に算入されるが、午後 5 時以降の出張移動は、2011 年 4 月より労働時間に参入しないという規程改定が常務委員会に上程されるとの報告を総務部から受けた。現状では、午後 5 時以降については超過勤務（残業）扱いになっているが、それが全く勤務時間として扱われなくなるということ（つまり現状では超過勤務手当と出張手当が出ているが、今後は超過勤務手当が支払われなくなること）に対し、様々な意見が出た。現実問題として、出張の多い職員は移動時間中に資料チェックや電子メールのやりとりをしているという現状からも、勤務時間として扱わないことへの士気の低下が指摘された。

6. 来年度総会への提案

上記 4, 5 より、来年度総会において「人事政策全体について組合として意見が出せるような仕組み作り」を提案することはどうかという意見が出た。

以上